

議員提出第15号

介護を必要とする高齢者の負担を増やす介護保険改定に反対する意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年12月13日

提出者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛成者 吉川市議会議員 岩田 京子

〃 遠藤 義法

吉川市議会議長 中嶋 通治 様

提案理由 口頭

介護を必要とする高齢者の負担を増やす介護保険改定に反対する意見書

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、来年2020年の通常国会に提出予定の介護保険法改定案の策定に向けた議論を本格化させています。

給付と負担の検討課題として挙げられているのは、①非保険者・受給者の範囲、②ケアプラン作成への自己負担の導入、③軽度者の生活支援サービスの見直しです。具体的には、介護保険料の負担年齢の引き下げや、要介護1、2の「軽度者」が利用する生活援助サービスを介護保険の給付対象から除外すること、介護サービス利用料の2～3割負担になる人を増やすこと、ケアプラン作成の際の利用者負担の導入などが検討されています。

要介護1、2の「軽度者」をめぐっては、すでに要支援1、2の訪問・通所介護が2015年の介護保険法改定によって保険給付から外され、市区町村の裁量で行われる「総合事業」に移されました。しかし、「総合事業」は、自治体によってサービス内容や担い手の確保などで格差があり、全ての利用者に同じサービスが保障されるかどうか大きな不安を残しているのが実態です。このような状況の中で新たに要介護1、2まで保険給付の対象から外すことは、極めて乱暴な議論です。

「軽度者」は「小さなリスク」であり、「自立」を求める声があります。しかし認知症などは、専門家が初期段階で微妙な状態の変化に気付き、早期に対応することで進行を抑えることも可能になります。そのためには、早い時点で公的介護の仕組みに基づく支援が欠かせません。「軽度者」対応を軽視すれば介護状態を悪化させる高齢者を増やし、かえって介護給付費を膨張させる恐れがあります。

利用料負担率については、すでに2～3割負担にされている利用者の中から必要なサービスを削ったり、介護施設から退所したりする人が出ています。もしも2割以上の負担が「原則化」されるようなことになれば、経済的負担に耐えられない人が介護サービスから締め出される事態がさらに広がりかねません。介護保険利用の出発点であるケアプラン作成の有料化も、利用抑制の加速を決定的にするものとなる恐れがあります。

介護保険は、現在でも「必要になっても使えない」ことや、「費用負担ができず利用を控える」ことなどが、大きな問題になっています。そもそも、高い保険料を払い続けてきた人が、要介護と認定されたにもかかわらず、保険給付にもとづくサービスが使えないというのは、「保険」という仕組みのあり方の根幹に関わる大問題です。

よって、国においては、介護保険制度のこれ以上の改悪をやめ、制度の充実をはかるよ

う、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月13日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣